

三重とこわか国体・三重とこわか大会 実行委員会

第3回 総会



三重とこわか国体
ときめいて人 かがやいて未来 2021
三重とこわか大会
第76回国民体育大会 第21回全国障害者スポーツ大会



令和2年8月4日（火）

メッセウイング・みえ 展示場

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 第3回 総会 次第

期日：令和2年8月4日（火）

時間：15：30～16：00

場所：メッセウイング・みえ 展示場

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- | | |
|--|-----|
| （報告事項1）三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 委員及び役員等の
変更 | P 3 |
| （報告事項2）三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過 | P 6 |
| （報告事項3）専決処分した事項 | P 8 |

4 審議事項

- | | |
|---|------|
| （第1号議案）令和元年度事業報告（案） | P 33 |
| （第2号議案）令和元年度収支決算（案） | P 36 |
| （第3号議案）令和2年度事業計画（案） | P 38 |
| （第4号議案）令和2年度収支予算（案） | P 39 |
| （第5号議案）三重とこわか国体 会場地市町における競技日程の変更（案） | P 40 |
| （第6号議案）三重とこわか国体 会場地市町における開催施設及び
競技日程の変更（案） | P 41 |
| （第7号議案）三重とこわか国体 会場地市町における開催施設の変更（案） | P 42 |

5 閉会

【参考資料】

- | | |
|------------------------------|------|
| ○三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則 | P 43 |
| ○三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 組織構成 | P 48 |
| ○三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 名簿 | P 49 |

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 委員及び役員等の変更

令和元年7月25日以降における委員及び役員等の変更について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第8条第3項及び第9条第5項の規定により報告します。

○副会長

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
県議会関係	三重県議会議長	中嶋 年規	日沖 正信
市町関係	三重県市長会会長	櫻井 義之	竹上 真人
市町関係	三重県町村会会長	谷口 友見	西田 健
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	向井 弘光
県（行政）関係	三重県副知事	渡邊 信一郎	廣田 恵子
県（行政）関係	三重県教育委員会教育長	廣田 恵子	木平 芳定

○常任委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	廣 耕太郎	野村 保夫
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	濱田 典保	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	濱田 典保
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	上田 豪	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	伊藤 歳恭
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	梅村 光久	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	梅村 光久
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	石垣 英一	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	石垣 英一
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	加藤 公	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	加藤 公
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	宮本 ともみ	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	—	宮本 ともみ
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	速水 恒夫	信田 信行
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	阿形 克己	野垣内 靖
産業・経済関係	三重県商工会議所連合会会長	岡本 直之	種橋 潤治
産業・経済関係	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之	三林 憲忠
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	小倉 敏秀	原 恭

医療関係	公益社団法人 三重県医師会会長	松本 純一	二井 栄
医療関係	公益社団法人 三重県獣医師会会長	永田 克行	西山 治生
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県観光連盟会長	小倉 敏秀	竹谷 賢一
県（行政）関係	三重県医療保健部長	福井 敏人	加太 竜一
県（行政）関係	三重県環境生活部長	井戸畑 真之	岡村 順子
県（行政）関係	三重県地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子	横田 浩一
県（行政）関係	三重県雇用経済部長	村上 亘	島上 聖司
県（行政）関係	三重県県土整備部長	渡辺 克己	水野 宏治
県（行政）関係	三重県県土整備部理事	—	真弓 明光
県（行政）関係	三重県企業庁長	山神 秀次	喜多 正幸
県（行政）関係	三重県警察本部長	難波 健太	岡 素彦

○監事

（敬称略、順不同）

所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
三重県会計管理者	荒木 敏之	森 靖洋
市会計管理者	松本 浩典	世古 雅人
町会計管理者	佐藤 州弘	山田 克己

○委員

（敬称略、順不同）

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
市町関係	三重県市議会議長会会長	渡邊 清司	世古 明
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会理事長	村木 輝行	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会理事長	—	村木 輝行
スポーツ関係	三重県馬術連盟会長	石垣 征生	—
スポーツ関係	三重県馬術連盟副会長	—	小河 渉
スポーツ関係	三重県アーチェリー協会会長	後藤 健一	田中 祐治
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	鈴木 達哉	岩出 卓
スポーツ関係	三重県ゲートボール連合会会長	宮田 淳	大井 常旦
スポーツ関係	三重県日本拳法連盟会長	柴田 勝	—
スポーツ関係	三重県日本拳法連盟理事長	—	上村 公泰
学校関係	三重県小中学校長会会長	森田 定	中瀬 鉄夫
学校関係	三重県立学校長会会長	矢田 覚	加藤 幸弘
学校関係	学校法人高田学苑 高田短期大学学長	栗原 廣海	梅林 久高
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校校長	吉田 潤一	竹茂 求

学校関係	三重県PTA連合会会長	松山 安利	美濃 松謙
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	太田 秀典	藤原 佐知子
産業・経済関係	中部経済同友会三重地区地域懇談会 代表世話人	雲井 純	—
産業・経済関係	中部経済同友会三重地区地域懇談会 副代表世話人	—	葉山 俊郎
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区 三重ブロック協議会会長	中川 崇沖	西川 晴義
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会会長	谷口 俊二	—
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会代表理事会長	—	谷口 俊二
産業・経済関係	中部電力株式会社執行役員三重支店長	古田 真二	—
産業・経済関係	中部電力パワーグリッド株式会社三重支社長	—	齊藤 肇
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県調理師連合会会長	伊藤 隆明	山中 克二
通信・運輸関係	東海旅客鉄道株式会社三重支店支店長	江口 圭一	—
通信・運輸関係	東海旅客鉄道株式会社管理部企画課課長	—	小野原 大輔
通信・運輸関係	西日本電信電話株式会社三重支店支店長	大西 秀隆	杉本 渉
通信・運輸関係	株式会社NTT ドコモ東海支社三重支店支店長	田口 浩司	杉山 直士
通信・運輸関係	KDDI 株式会社理事・中部総支社長	渡辺 道治	岡部 浩一
文化・社会団体等関係	一般財団法人 三重県老人クラブ連合会会長	西川 明正	吉良 勇藏
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第2630地区ガバナー	辻 正敏	—
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第2630地区ガバナーエレクト	—	浦田 幸一

○参与

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
三重県教育委員会委員	原田 佳子	北野 誕水
伊勢新聞社編集局長	綿貫 美希	—
伊勢新聞社取締役編集局長	—	綿貫 美希
中日新聞社三重総局総局長	石川 保典	前田 智之
読売新聞社津支局支局長	宇都宮 法宏	岡安 大地
産経新聞社津支局支局長	桑 博之	絹田 信幸
中部経済新聞社三重支社三重支社長	坂本 和優	片桐 芳樹
一般社団法人 共同通信社津支局支局長	橋田 欣典	武田 智子
日本放送協会津放送局局長	須田 俊明	舘 健造
名古屋テレビ放送三重支社支社長	小島 淳	佐藤 昌宏
中京テレビ放送三重支局支局長	太田 恵三	井上 勝也

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過
(三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会第2回総会以降)

年度	月	日	開催準備	主な内容
令和元年度	7	25	第2回総会の開催	「平成30年度事業報告」(案)、「平成30年度収支決算」(案)等について審議し、決定
	8	27	第5回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(素案)について審議
	8	29	三重とこわか国体競技会場等の変更の決定	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「競技会場等の変更(スポーツクライミング)」が決定
	9	20	第10回広報・県民運動専門委員会の開催	「ポスターデザインの選定」(案)、「運営ボランティアの募集」(案)について審議し、決定
	10	25	第6回式典専門委員会の開催	「炬火トーチデザイン」(案)について決定
	11	18	第14回市町連絡調整会議の開催	「服飾品の基本配色の提示」、「職員のサービスの取扱いに係る補足説明」等について説明
	12	17	第7回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(中間案)について審議
	1	29	第4回医事・衛生専門委員会の開催	「医療救護要項」(案)【大会】、「医療救護実施要領」(案)等について審議し、決定
	2	7	第14回総務企画専門委員会の開催	「総合案内所基本計画」(案)、「文化プログラム実施要項」(案)等について審議、決定し、「実行委員会 専門委員会規程の改正」(案)、「デモンストレーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議
	2	10	第4回宿泊専門委員会の開催	「宿泊要項(三重県案)」(案)【国体】、「宿泊要項」(案)【大会】について審議し、決定
	2	12	第5回輸送・交通専門委員会の開催	「輸送・交通要項(三重県案)」(案)【国体】、「輸送・交通要項」(案)【大会】について審議し、決定
	2	14	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「競技開始式・表彰式実施要項」(案)、「リハーサル大会実施要綱」(案)について審議し、決定
	2	19	第3回警備・消防専門委員会の開催	「開・閉会式会場管理運営要綱」(案)、「開・閉会式等自主警備業務実施計画」(案)等について審議し、決定
	2	20	第3回馬事衛生専門委員会の開催	「馬事衛生対策実施要領」(案)について審議し、決定

	2	25	第4回競技専門委員会の開催	「競技会役員編成基準」(案)について決定し、「大会実施要項(総則)」(案)について審議
	3	10	第8回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(最終案)について審議
	3	13	常任委員会開催中止に伴う会長の専決処分	「デモンストレーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」(案)、「大会実施要項(総則)」(案)、「式典実施計画」(案)、「専門委員会規程の改正」(案)について決定
令和2年度	5	15	第5回宿泊専門委員会の開催(書面議決)	「国体宿泊要項(三重県案)の改正」(案)、「大会宿泊要項の改正」(案)について審議し、決定
	6	1	第15回市町連絡調整会議の開催	「荒天時対応」、「観戦ガイドブック」等について説明
	6	30	第15回総務企画専門委員会の開催	「大会参加章等のデザイン(三重県案)及び入賞メダルのデザイン」(案)、「特別招待者の範囲」(案)等について審議、決定し、「会場地市町における競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」(案)について審議
	6	30	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「実施要綱」(案)、「競技実施要項」(案)、「リハーサル大会競技実施要項」(案)について審議し、決定
	7	17	第16回総務企画専門委員会の開催(書面議決)	「会場地市町における競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議
	7	17	三重とこわか国体実施要項(総則)等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「実施要項(総則)」、「デモンストレーションスポーツの競技会場変更」の決定及び「輸送・交通要項」、「宿泊要項」の承認

専決処分した事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告します。

1 令和元年度補正予算（12 月補正）

イベント開催に係る経費等が当初予算を下回ることから、補正予算について専決処分を行った。

（令和元年 9 月 4 日 専決処分）

2 令和元年度補正予算（最終補正）

協賛金受入れ額等が現計予算を上回ることから、補正予算について専決処分を行った。

（令和 2 年 1 月 6 日 専決処分）

3 第 3 回常任委員会の開催中止に伴う会長の専決処分

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第 3 回常任委員会の開催を中止し、以下の審議事項について専決処分を行った。

- （1）三重とこわか国体 デモンストラーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更
- （2）三重とこわか国体 大会実施要項（総則）
- （3）三重とこわか国体・三重とこわか大会 式典実施計画 ※別冊
- （4）三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 専門委員会規程の改正

（令和 2 年 3 月 13 日 専決処分）

4 令和 2 年度暫定収支予算

令和 2 年度に実施する競技用具の購入、競技会場整備設計業務委託（実施設計）及び事務局の運営等に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

（令和 2 年 4 月 1 日 専決処分）

令和元年度 補正予算 (12月補正)

1 収入の部

(単位：千円)

科目	当初予算額	補正額	補正後予算額	説明
負担金	249,626	▲12,738	236,888	事業費の減に伴う 三重県負担金の減
合計	249,626	▲12,738	236,888	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算額	補正額	補正後予算額	説明
事業費	245,187	▲12,735	232,452	各種委託業務の入札差金 及びイベント実施内容 の見直し等による減
事務局費	4,439	▲3	4,436	事務局運営費の減
合計	249,626	▲12,738	236,888	

令和元年度 補正予算（最終補正）

1 収入の部

（単位：千円）

科目	現計予算額	補正額	補正後予算額	説明
負担金	236,888	▲32,559	204,329	事業費の減に伴う 三重県負担金の減
使用料	0	72	72	標章及びマスコット等 使用料の増
協賛金	0	95,727	95,727	協賛金収入の増
諸収入	0	928	928	広報物品共同購入にか かる市町負担金の増
合計	236,888	64,168	301,056	

2 支出の部

（単位：千円）

科目	現計予算額	補正額	補正後予算額	説明
事業費	232,452	▲30,519	201,933	イベント実施内容の見 直し、茨城大会中止によ る視察等にかかる費用 の精査による減
事務局費	4,436	▲1,112	3,324	事務局運営費の減
寄附金	0	72	72	三重県へ寄附 (マスコット等使用料)
協賛金 繰越金	0	95,727	95,727	
合計	236,888	64,168	301,056	

三重とこわか国体 デモンストレーションスポーツ会場地市町に
おける開催施設の変更

【デモンストレーションスポーツ競技】

会場地 市町	競技名	開催施設		変更理由
尾鷲市	ユニカール	変更前	尾鷲市体育文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による雨漏り等が発生し、安全面が確保できないため。 ・十分な競技スペースが確保できないことが判明したため。
		変更後	東紀州くろしお学園 おわせ分校体育館	
亀山市	スポーツ鬼 ごっこ	変更前	亀山市立西小学校 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・選手の待機場所が不足し、応援者・観客の場所が皆無となることが予測されるため。
		変更後	西野公園体育館	
	ユニカール	変更前	亀山市東野公園 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・開催会期が夏になる関係で、暑さ対策で冷房が必要になるため。
		変更後	西野公園体育館	
菰野町	ディスク ゴルフ	変更前	三重県民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な競技スペースが確保できないことが判明したため。
		変更後	菰野町大羽根運動 公園周辺特設会場	
玉城町	スポーツ健 康吹き矢	変更前	玉城町保健福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な競技スペースが確保できないことが判明したため。 ・暑さ対策で冷房が必要になるため。
		変更後	玉城町立田丸小学校 体育館	

三重とわか国体 大会実施要項（総則）

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

三重県で開催する第76回国民体育大会「三重とわか国体」は、「ときめいて人がやいて未来」のスローガンのもと、「県民力を集結する国体」、「創意工夫を凝らした国体」、「おもてなしの心を形にする国体」という3つの大きな柱を掲げ、スポーツを通じて人びとに夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感を高めるとともに、人と人、地域と地域の絆づくりが進み「活力に満ちた元気なみえ」につながる大会をめざして開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（5 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストレーションスポーツ（32 競技）

伊賀流手裏剣打スポーツ、ウォーキング、ウォークラリー、エアロビック、SSピンポン、カッターレース、かるた競技、カローリング、キンボールスポーツ、クップ、健康体操、3B体操、シーカヤック、スタンドアップパドルボード、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ健康吹き矢、スポーツチャンバラ、スポーツウエルネス吹き矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タスポニー、チベットヨガ、ディスクゴルフ、日本拳法、パークゴルフ、パドルテニス、ビーチボールバレー、ビリヤード、ファミリーバドミントン、ペタンク、ユニカール、ラジオ体操

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技（14市、5町：計19市町）

会期	会場地
2021年9月25日(土) ～10月5日(火) 〔11日間〕	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、 亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、菰野町、 明和町、大台町、紀北町、多気町
2021年9月4日(土) ～9月12日(日) 〔9日間〕	四日市市、鈴鹿市、尾鷲市 ※ 水泳、体操競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（3市、2町：計5市町）

会期	会場地
2021年8月28日(土) ～9月19日(日)	松阪市、桑名市、名張市、朝日町、紀北町

(3) デモンストラレーションスポーツ（9市、11町：計20市町）

会期	会場地
2021年4月18日(日) ～9月19日(日)	津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、志摩市、 伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、川越町、明和町、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2021年4月1日から2021年12月31日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ロ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ロ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第74回又は第75回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から本大会終了時（2021年10月5日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者とす

る。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2006年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

(1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、

更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締切日	競技
2021年 8月19日（木） 【11競技】	水泳、ボート、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2021年 9月2日（木） 【27競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

ウ 三重とこわか国体各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10. 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0円
上記以外の者 (本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4, 0 0 0円

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2021年9月2日(木)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計20名以内とする。

イ 参加選手 300名以上 500名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計15名以内とする。

ウ 参加選手 300名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計10名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2022年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、栃木県100名以内、佐賀県及び滋賀県60名以内、青森県及び宮崎県40名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2021年9月2日(木)までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

(2) 記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) 視察員章

視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会、三重とこわか国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、

販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、三重県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

18 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2020年・東京）に参加した者。
 - (2) 2021年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から大会終了時（2021年10月5日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から大会終了時（2021年10月5日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2021年4月30日以前から各競技会終了時(2021年10月5日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第74回及び第75回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2021年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

【注】 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学し

ている実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 75 回大会または第 76 回大会に参加した者が、第 77 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 専門委員会規程の改正

専門委員会の円滑な運営を図るため、次のとおり改正する。

(旧)	(新)
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成24年8月31日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p><u>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合、その委員は委員会に出席したものとする。</u></p> <p><u>3 委員会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。</u></p> <p>5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成24年8月31日から施行する。</p> <p><u>附 則 この規程は、令和2年3月13日から施行する。</u></p>

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合、その委員は委員会に出席したものとする。

3 委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則 この規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年3月13日から施行する。

令和2年度 暫定収支予算

1 収入の部 (単位：千円)

科目	予算額	説明
負担金	438,786	三重県負担金
協賛金	29,727	協賛金収入
合計	468,513	

2 支出の部 (単位：千円)

科目	予算額	説明
事業費	436,876	【三重とこわか国体】 競技用具の購入 (60,175) 式典実施要項策定等業務委託 (48,913) 競技役員等養成業務委託 (27,692) 輸送実施計画(第2次)策定業務委託 (18,773) 開・閉会式会場等整備設計業務委託(実施設計) (16,129) 来場者管理業務委託 (13,257) 等 【三重とこわか大会】 競技会場整備設計業務委託(実施設計) (19,260) 輸送実施計画(第2次)策定業務委託 (18,056) 等 【プレイベント開催事業】 プレイベント設営等業務委託 (3,482) 等
事務局費	1,910	事務局運営費
協賛金 繰越金	29,727	
合計	468,513	

来場者管理業務委託については、複数年契約にて実施します。

令和2年度：21,732千円 令和3年度：78,958千円

※負担金収入及び事業費支出のうち、1,540千円については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度中の履行が確認できなかったピンバッジの購入に係る経費です。

1 主な会議の開催結果

月 日	会議名称	主 な 内 容
5月17日	第13回市町連絡調整会議の開催	「生徒・児童の国体行事参加に係る取扱」、「炬火イベントの検討」、「各市町の郷土料理レシピ集等の情報提供」、「三重とこわか大会 オープン競技」等について説明
6月12日	第4回式典専門委員会の開催	「炬火トーチの制作手続き」（案）、「式典専門委員会部会設置要項」（案）について決定
6月13日	三重とこわか国体 競技会場の変更等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「競技会場の変更（ソフトボール）」、「宿泊料金」の決定及び「医療救護要項」の承認
6月25日	第13回総務企画専門委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技及び競技団体の名称変更」（案）、「会場地市町における開催施設の変更」（案）、「競技別リハーサル大会の承認」（案）について審議
6月26日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「情報保障環境整備基本方針」（案）、「情報支援ボランティア募集要項」（案）、「資格審査実施要項」（案）、「全国障害者スポーツ大会専門委員会部会設置要項」（案）、「移動支援ボランティア募集要項」（案）について審議
7月25日	第2回常任委員会の開催	「会場地市町における開催施設の変更」（案）について審議
7月25日	第2回総会の開催	「平成30年度事業報告」（案）、「平成30年度収支決算」（案）等について審議し、決定
8月27日	第5回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」（素案）について審議
8月29日	三重とこわか国体 競技会場等の変更の決定	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「競技会場等の変更（スポーツライミング）」が決定
9月20日	第10回広報・県民運動専門委員会の開催	「ポスターデザインの選定」（案）、「運営ボランティアの募集」（案）について審議し、決定
10月25日	第6回式典専門委員会の開催	「炬火トーチデザイン」（案）について決定
11月18日	第14回市町連絡調整会議の開催	「服飾品の基本配色の提示」、「職員のサービスの取扱いに係る補足説明」等について説明
12月17日	第7回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」（中間案）について審議
1月29日	第4回医事・衛生専門委員会の開催	「医療救護要項」（案）【大会】、「医療救護実施要領」（案）等について審議し、決定

2月7日	第14回総務企画専門委員会の開催	「総合案内所基本計画」(案)、「文化プログラム実施要項」(案)等について審議、決定し、「実行委員会 専門委員会規程の改正」(案)、「デモンストレーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議
2月10日	第4回宿泊専門委員会の開催	「宿泊要項(三重県案)」(案)【国体】、「宿泊要項」(案)【大会】について審議し、決定
2月12日	第5回輸送・交通専門委員会の開催	「輸送・交通要項(三重県案)」(案)【国体】、「輸送・交通要項」(案)【大会】について審議し、決定
2月14日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「競技開始式・表彰式実施要項」(案)、「リハーサル大会実施要綱」(案)について審議し、決定
2月19日	第3回警備・消防専門委員会の開催	「開・閉会式会場管理運営要綱」(案)、「開・閉会式等自主警備業務実施計画」(案)等について審議し、決定
2月20日	第3回馬事衛生専門委員会の開催	「馬事衛生対策実施要領」(案)について審議し、決定
2月25日	第4回競技専門委員会の開催	「競技会役員編成基準」(案)について決定し、「大会実施要項(総則)」(案)について審議
3月10日	第8回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(最終案)について審議

2 広報

- (1) 公募によるポスターデザインの決定(令和元年9月20日)
- (2) 700日前イベントの実施(令和元年11月10日)
- (3) 広報誌の発行、広報用映像の制作(令和元年9月～令和2年3月)

3 県民運動

- (1) 県民の日記念事業としてとこわかダンスコンテスト実施(平成31年4月13日)
- (2) ボランティア(運営、情報支援、移動支援)の募集開始(令和元年10月25日)

4 競技運営

- (1) 三重とこわか国体競技役員等の養成(平成31年4月～令和2年3月)
- (2) 三重とこわか国体競技役員等編成調査(第2回)の実施
(平成31年4月～令和元年7月)
- (3) 三重とこわか国体競技用具整備計画調査(第3回)の修正
(平成31年4月～令和元年5月)
- (4) 三重とこわか国体競技別リハーサル大会開催経費調査(最終)の実施
(平成31年4月～令和元年7月)

5 式典

- (1) 式典実施計画の策定 (令和2年3月)
- (2) 炬火トーチデザインの募集 (令和元年6月～9月)
- (3) 炬火トーチ及び炬火受皿のデザイン公表 (令和2年3月)

6 施設整備

- (1) 開・閉会式会場等整備設計業務 (基本設計) の実施 (令和元年5月～令和2年3月)

7 輸送・交通

- (1) 輸送実施計画 (第1次) の策定 (令和元年8月～令和2年3月)

8 宿泊

- (1) 第1次仮配宿計画の策定 (令和元年8月～令和2年3月)

9 医事

- (1) 医療従事者必要数調査の実施 (第1次: 令和元年5月～7月、第2次: 令和2年2月～3月)

10 全国障害者スポーツ大会

- (1) 三重とこわか大会競技役員等の養成 (平成31年4月～令和2年3月)
- (2) 三重とこわか大会情報支援ボランティアの養成 (平成31年4月～令和2年3月)
- (3) 第1回産学官連携ボランティア公開講座の開催 (令和2年2月1日)
- (4) 三重とこわか大会競技会場整備設計業務 (基本設計) の実施
(令和元年7月～令和2年3月)
- (5) 三重とこわか大会競技役員等編成調査 (第1次) (令和元年6月～8月)
- (6) 三重とこわか大会競技用具整備調査 (第1次) (令和元年5月～8月)
- (7) 三重とこわか大会個人競技参加意向調査 (第1次) (令和元年7月～8月)

11 先催県等との連携

- (1) いきいき茨城ゆめ国体の視察 (令和元年9月～10月)
- (2) 開催地連絡協議会等 (茨城県) への出席 (令和元年11月)
- (3) 令和元年度第1回国体開催県検討会議 (佐賀県) への出席 (令和元年7月)
- (4) 令和元年度第2回国体開催県検討会議 (滋賀県) への出席 (令和2年1月)

12 関係機関・団体との調整

- (1) 市町及び競技団体との連携強化を図るため、連絡調整会議等を開催
(令和元年5月、11月)

令和元年度収支決算（案）

1 収入の部

（単位：円）

科目	当初 予算額	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)	備考
負担金	249,626,000	204,329,000	187,858,463	16,470,537	三重県負担金 (不用額は三重県へ返納)
使用料	0	72,000	71,488	512	マスコット等使用料
諸収入	0	928,000	928,510	▲ 510	広報物品共同購入市町負担金、 利息収入
協賛金	0	95,727,000	96,727,273	▲ 1,000,273	協賛金収入
計	249,626,000	301,056,000	285,585,734	15,470,266	

2 支出の部

（単位：円）

科目	当初 予算額	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)	備考
事業費	245,187,000	198,424,846	183,030,794	15,394,052	【三重とこわか国体】 式典実施計画策定等業務 (23,861,200) 役員等養成業務 (21,421,748) 第1次仮配宿計画策定等業務 (15,338,180) 広報用映像制作業務 (3,795,000) 等 【三重とこわか大会】 競技会場整備設計業務(基本設計) (7,229,266) 等
事務局費	4,439,000	6,832,154	5,756,069	1,076,085	事務局運営費
寄附金	0	72,000	71,488	512	三重県へ寄附 (マスコット等使用料)
協賛金 繰越金	0	95,727,000	96,727,383	▲ 1,000,383	令和2年度へ繰越
計	249,626,000	301,056,000	285,585,734	15,470,266	

収入の部 合計 285,585,734 円

支出の部 合計 285,585,734 円

差引 0 円


監 査 報 告

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第17条に基づき、令和元年度における収支決算に関する証拠書類と諸帳簿について監査したところ、その内容が概ね適正であったことを認めます。

令和2年6月22日 監 事 三重県会計管理者

森 靖 洋 

令和2年7月14日 監 事 鳥羽市会計管理者

世古 雅 人 

令和2年7月7日 監 事 木曾岬町会計管理者

山田 克 己 

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
会 長 鈴 木 英 敬 様

三重とこわか国体（第 76 回国民体育大会）及び三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）の開催準備を推進するため、次の事業を行う。

1 開催準備の主要業務

- (1) 各種基本方針、基本計画の策定に関する事
- (2) 募金・企業協賛に関する事
- (3) 広報・県民運動に関する事
- (4) 競技運営に関する事
- (5) 式典に関する事
- (6) 開・閉会式会場等の整備計画に関する事
- (7) 輸送・交通に関する事
- (8) 宿泊に関する事
- (9) 医事・衛生、弁当に関する事
- (10) 警備・消防に関する事
- (11) ボランティアの募集・養成に関する事
- (12) 上記以外の開催準備に関する事

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

3 関係機関・団体との調整

- (1) 開催県検討会議（滋賀県ほか）等による連携・調整
- (2) 市町並びに競技団体連絡調整会議等による調整
- (3) 三重とこわか国体自衛隊派遣要請に係る調整
- (4) 競技役員等の編成に係る関係機関との調整

4 各種調査等の実施

- (1) 三重とこわか国体競技会運営経費調査
- (2) 来場者管理システムの構築
- (3) 三重とこわか国体競技別リハーサル大会開催経費調査（令和 3 年度開催分）
- (4) 競技役員編成・養成調査
- (5) 式典実施要項策定
- (6) 炬火イベント実施調査
- (7) 三重とこわか国体総合開会式への選手等の参加意向調査
- (8) 開・閉会式会場等整備設計（実施設計）
- (9) 警備計画策定
- (10) 輸送実施計画（第 2 次）策定
- (11) 第 2 次仮配宿計画策定
- (12) 医療救護計画策定
- (13) 弁当調製施設選定
- (14) 弁当献立作成
- (15) 三重とこわか大会競技用具整備調査（第 2 次）
- (16) 三重とこわか大会個人競技参加意向調査（第 2 次）
- (17) 三重とこわか大会競技会場整備設計（実施設計）

令和2年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位：千円)

科目	予算額	概要
負担金	620,409	三重県負担金
協賛金	53,273	協賛金収入
繰越金	96,727	協賛金繰越金
合計	770,409	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	予算額	概要
事業費	614,358	【三重とこわか国体】
		競技用具の購入 (60,175)
		式典実施要項策定等業務委託 (48,913)
		競技役員等養成業務委託 (27,692)
		輸送実施計画(第2次)策定業務委託 (18,773)
		開・閉会式会場等整備設計業務委託(実施設計) (16,129)
		式典用具運搬委託 (13,651)
		来場者管理業務委託 (13,257)
		広報誌発行料 (11,000) 等
		【三重とこわか大会】
		競技会場整備設計業務委託(実施設計) (19,260)
		輸送実施計画(第2次)策定業務委託 (18,056)
		競技用具の購入 (17,642)
		情報支援ボランティア養成事業委託 (13,013)
来場者管理業務委託 (8,475) 等		
事務局費	6,051	事務局運営費
協賛金 繰越金	150,000	
合計	770,409	

※負担金収入及び事業費支出のうち、1,540千円については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度中の履行が確認できなかったピンバッジの購入に係る経費です。

三重とこわか国体 会場地市町における競技日程の変更(案)

(1) ソフトボール

(変更前)

会場地 市町	競技名	種別	開催施設	9月		
				26 (日)	27 (月)	28 (火)
明和町	ソフト ボール	成年男子	明和町総合グラウンド	●	●	●
			明和中学校第2グラウンド	●	●	●

(変更後)

会場地 市町	競技名	種別	開催施設	9月		
				26 (日)	27 (月)	28 (火)
明和町	ソフト ボール	成年男子	明和町総合グラウンド	●	●	●
			明和中学校第2グラウンド	●	●	

【変更理由】

競技進行の再検討を行ったところ、競技会最終日は2会場のうち1会場を使用しなくても競技を終えられることが判明したため。

(2) クレー射撃

(変更前)

会場地 市町	競技名	種別	開催施設	9月	10月			
				30 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)
伊賀市	クレー 射撃	成年	三重県上野射撃場	●	●	●	●	●

(変更後)

会場地 市町	競技名	種別	開催施設	9月	10月			
				30 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)
伊賀市	クレー 射撃	成年	三重県上野射撃場	●	●	●	●	

【変更理由】

選手選考方法の変更による、大会参加人数の減少に伴い、総試合数が減り、競技会が4日間で実施できるようになったため。

三重とこわか国体 会場地市町における開催施設及び競技日程の変更（案）

(1) 柔道

会場地市町	競技名	種別	開催施設		競技日程
津市	柔道	全種別	変更前	津市産業・スポーツセンター (メッセイング・みえ)	令和3年10月2日(土) ～4日(月)
			変更後	津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	令和3年9月18日(土) ～20日(月) ※会期前実施

【変更理由】

- ・開催施設の変更については、施設規模の大きいサオリーナに変更することで、新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密を避けることができるため。
- ・競技日程の変更については、同会場で開催される予定のバレーボール競技の競技日程との重複を避けるため。

【参考】 バレーボール競技

(競技会場) 津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)
(競技日程) 令和3年10月1日(金)～4日(月)

(2) レスリング

会場地市町	競技名	種別	開催施設		競技日程
津市	レスリング	成年男子 少年男子	変更前	津市産業・スポーツセンター (メッセイング・みえ)	令和3年9月26日(日) ～29日(水)
			変更後	津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	令和3年9月11日(土) ～14日(火) ※会期前実施
		女子	変更前	津市産業・スポーツセンター (メッセイング・みえ)	令和3年9月26日(日) ～29日(水)
			変更後	津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	令和3年9月11日(土) ～12日(日) ※会期前実施

【変更理由】

- ・開催施設の変更については、施設規模の大きいサオリーナに変更することで、新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密を避けることができるため。
- ・競技日程の変更については、大会参加人数に応じた控所・観覧席等の既存施設の使用が可能となり、現状と比較して選手監督、観覧客、競技役員等すべてにおいて3つの密を防ぐ効果が期待できるため。

三重とこわか国体 会場地市町における開催施設の変更（案）

会場地 市町	競技名	種別	開催施設	
津市	バスケット ボール	全種別	変更前	津市芸濃総合文化センター内アリーナ
			変更後	津市久居体育館
	なぎなた	成年女子 少年女子	変更前	津市久居体育館
			変更後	津市芸濃総合文化センター内アリーナ

【変更理由】

- ・バスケットボールとなぎなたの開催施設を入れ替えることで、大会参加人数に応じた控所・観覧席等の既存施設の使用を可能とし、現状と比較して選手監督、観覧客、競技役員等すべてにおいて3つの密を防ぐ効果が期待できるため。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を三重県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場市町に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 両大会開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他両大会を開催するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催に必要な事業に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。

- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 両大会開催基本方針に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、平成24年8月31日から施行する。
- 2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成30年7月23日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第76回国民体育大会三重県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会三重県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

実行委員会組織構成

総会（会長、副会長、委員、顧問、参与、監事）

○総会の主な審議、決定事項(会則第11条)

- ・会則の制定及び改廃に関する事
- ・大会開催基本方針に関する事
- ・事業計画及び事業報告に関する事
- ・予算及び決算に関する事
- ・常任委員会に委任する事項に関する事

○主な委任事項

- ・各種方針及び計画の策定関係
- ・会場地市町及び競技施設の選定関係
- ・県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分関係
- ・競技施設の整備関係
- ・競技役員の養成、編成関係 等

委任

報告

常任委員会（委員長、副委員長、常任委員）

○常任委員会の主な審議、決定事項(会則第12条)

- ・総会から委任された事項に関する事
- ・専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
- ・総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事

付託・委任

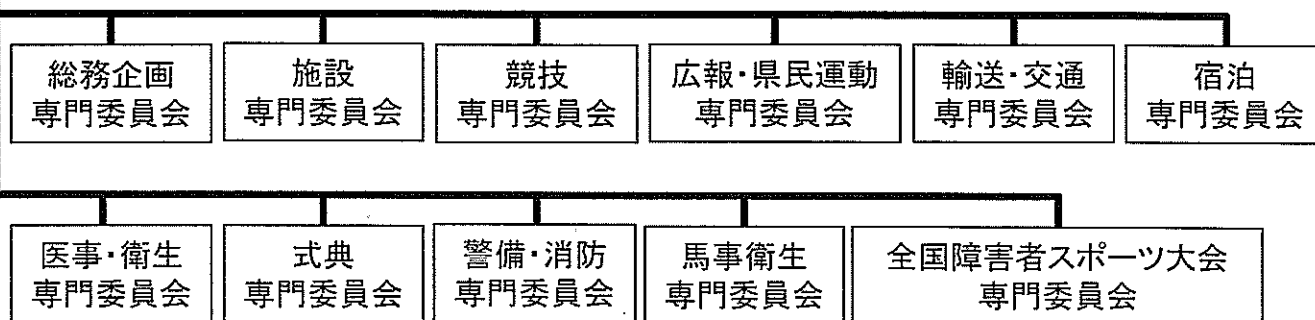
報告

専門委員会（委員長、副委員長、委員）

○専門委員会における審議、調査内容(会則第13条)

- ・常任委員会から付託された事項について調査審議し、常任委員会に報告
- ・常任委員会から委任された事項について審議決定し、必要に応じて常任委員会に報告

※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を設置



三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 名簿

会長：1名、委員：228名、監事 3名

顧問：7名、参与：80名

計 319名

【会長：1名】

令和2年8月4日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県(行政)関係	三重県知事	鈴木 英敬

【委員：228名】

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県議会関係	三重県議会議長	日沖 正信
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	野村 保夫
県議会関係	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
市町関係	三重県市長会会長	竹上 真人
市町関係	三重県町村会会長	西田 健
市町関係	津市長	前葉 泰幸
市町関係	四日市市長	森 智広
市町関係	伊勢市長	鈴木 健一
市町関係	松阪市長	竹上 真人
市町関係	桑名市長	伊藤 徳宇
市町関係	鈴鹿市長	末松 則子
市町関係	名張市長	亀井 利克
市町関係	尾鷲市長	加藤 千速
市町関係	亀山市長	櫻井 義之
市町関係	鳥羽市長	中村 欣一郎
市町関係	熊野市長	河上 敢二
市町関係	いなべ市長	日沖 靖
市町関係	志摩市長	竹内 千尋
市町関係	伊賀市長	岡本 栄
市町関係	木曾岬町長	加藤 隆
市町関係	東員町長	水谷 俊郎
市町関係	菰野町長	柴田 孝之
市町関係	朝日町長	矢野 純男
市町関係	川越町長	城田 政幸
市町関係	多気町長	久保 行央
市町関係	明和町長	世古口 哲哉
市町関係	大台町長	大森 正信
市町関係	玉城町長	辻村 修一

市町関係	度会町長	中村 忠彦
市町関係	大紀町長	谷口 友見
市町関係	南伊勢町長	小山 巧
市町関係	紀北町長	尾上 壽一
市町関係	御浜町長	大畑 覚
市町関係	紀宝町長	西田 健
市町関係	三重県市議会議長会会長	世古 明
市町関係	三重県町村議会議長会会長	上村 久仁
市町関係	三重県市町教育委員会連絡協議会会長	中田 雅喜
市町関係	三重県市町教育長会会長	中田 雅喜
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	向井 弘光
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	濱田 典保
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	伊藤 歳恭
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	梅村 光久
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	石垣 英一
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	加藤 公
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	宮本 ともみ
スポーツ関係	公益財団法人 三重県スポーツ協会理事長	村木 輝行
スポーツ関係	一般財団法人 三重陸上競技協会会長	田村 憲久
スポーツ関係	一般社団法人 三重県水泳連盟会長	島 正明
スポーツ関係	一般社団法人 三重県サッカー協会会長	岩間 弘
スポーツ関係	三重県テニス協会会長	川崎 二郎
スポーツ関係	三重県ボート協会会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ホッケー協会会長	芳野 正英
スポーツ関係	三重県ボクシング連盟会長	中川 正美
スポーツ関係	三重県バレーボール協会会長	中川 正春
スポーツ関係	三重県体操協会会長	中西 長男
スポーツ関係	一般社団法人 三重県バスケットボール協会会長	八木 秀行
スポーツ関係	三重県レスリング協会会長	宇野 長好
スポーツ関係	三重県ヨット連盟会長	原田 佳幸
スポーツ関係	三重県ウエイトリフティング協会会長	柳瀬 仁
スポーツ関係	三重県ハンドボール協会会長	向井 弘光
スポーツ関係	三重県自転車競技連盟会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ソフトテニス連盟会長	北村 和久
スポーツ関係	三重県卓球協会会長	杉本 熊野
スポーツ関係	三重県相撲連盟理事長	石川 元司
スポーツ関係	三重県馬術連盟副会長	小河 涉
スポーツ関係	三重県フェンシング協会会長	野村 保夫
スポーツ関係	三重県柔道協会会長	平賀 秀忠

スポーツ関係	三重県ソフトボール協会会長	太田 正隆
スポーツ関係	三重県バドミントン協会会長	金森 正
スポーツ関係	三重県弓道連盟会長	伊藤 徹
スポーツ関係	三重県ライフル射撃協会会長	中村 孝夫
スポーツ関係	三重県剣道連盟会長	岡田 一義
スポーツ関係	三重県ラグビーフットボール協会会長	中岡 昭彦
スポーツ関係	三重県山岳・スポーツクライミング連盟会長	根本 幹雄
スポーツ関係	三重県カヌー協会会長	吉川 ゆうみ
スポーツ関係	三重県アーチェリー協会会長	田中 祐治
スポーツ関係	三重県空手道連盟会長	奈須 和夫
スポーツ関係	三重県クレ射撃協会会長	橋本 修
スポーツ関係	三重県ボウリング連盟会長	田口 隆夫
スポーツ関係	三重県ゴルフ連盟会長	谷川 憲三
スポーツ関係	三重県軟式野球連盟会長	千田 喜久治
スポーツ関係	三重県銃剣道連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県なぎなた連盟会長	芝 博一
スポーツ関係	三重県トライアスロン協会会長	山田 康晴
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	岩出 卓
スポーツ関係	三重県綱引連盟会長	濱田 典保
スポーツ関係	三重県武術太極拳連盟会長	舟橋 裕幸
スポーツ関係	三重県パワーリフティング協会理事長	三橋 信之
スポーツ関係	三重県ゲートボール連合会会長	大井 常旦
スポーツ関係	三重県グラウンド・ゴルフ協会会長	堀田 正義
スポーツ関係	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県スポーツ少年団本部長	宮崎 誠
スポーツ関係	SC みえネットワーク会長	田中 栄一
スポーツ関係	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
スポーツ関係	一般社団法人 伊賀上野観光協会会長	廣澤 浩一
スポーツ関係	三重県ウォーキング協会会長	川嶋 富門
スポーツ関係	津市スポーツ・レクリエーション協会会長	青木 謙順
スポーツ関係	御浜町体育協会会長	畑野 忠生
スポーツ関係	三重県エアロビック連盟会長	未松 則子
スポーツ関係	エンジョイSSピンポンクラブ会長	村井 正治
スポーツ関係	四日市港まつり実行委員会委員長	小林 長久
スポーツ関係	三重県かるた協会会長	太田 富夫
スポーツ関係	三重県カローリング協会理事長	内田 政義
スポーツ関係	大紀町スポーツ推進委員協議会会長	木田川 弘
スポーツ関係	三重県キンボールスポーツ連盟理事長	梅元 渉
スポーツ関係	三重県クッパ協会会長	吉田 正木

スポーツ関係	三重県健康体操連絡協議会会長	後藤 洋子
スポーツ関係	公益社団法人 日本3B体操協会三重県支部支部長	篠原 千恵子
スポーツ関係	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会代表	中畑 富行
スポーツ関係	たまき文化スポーツクラブ会長	中野 典保
スポーツ関係	三重県スポーツチャンバラ協会会長	柴田 智弘
スポーツ関係	三重県スポーツウエルネス吹矢協会三重県協会会長	西川 稔
スポーツ関係	川越町体育協会会長	山下 二郎
スポーツ関係	三重県ターゲット・バードゴルフ協会会長	川合 滋
スポーツ関係	三重県タスポニー協会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県フライングディスク協会事務局長	市川 直樹
スポーツ関係	三重県日本拳法連盟理事長	上村 公泰
スポーツ関係	三重県パークゴルフ協会連合会会長	近藤 勝敏
スポーツ関係	三重県パドルテニス協会会長	小林 剛
スポーツ関係	南伊勢町スポーツ推進委員会委員長	小山 和彦
スポーツ関係	三重県ビリヤード協会会長	田中 智也
スポーツ関係	三重県ファミリーバドミントン協会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県ペタンク協会会長	青木 謙順
スポーツ関係	三重県ユニカール協会会長	森岡 俊夫
スポーツ関係	亀山市レクリエーション協会会長	櫻井 光乗
スポーツ関係	紀宝町体育協会会長	西 一敏
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障がい者スポーツ協会会長	前田 浩司
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	信田 信行
福祉・障がいスポーツ関係	公益社団法人 三重県障害者団体連合会会長	世古 佳清
福祉・障がいスポーツ関係	一般財団法人 三重県知的障害者育成会理事長	高鶴 かほる
福祉・障がいスポーツ関係	特定非営利活動法人 三重県精神保健福祉会理事長	山本 武之
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会会長	児玉 千春
福祉・障がいスポーツ関係	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会会長	深川 誠子
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障害者フライングディスク協会会長	吉田 健一
福祉・障がいスポーツ関係	みえボッチャ協会事務局長	多田 智美
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障がい者スポーツ指導者協議会会長	山本 章弘
学校関係	三重県小中学校長会会長	中瀬 鉄夫
学校関係	三重県立学校長会会長	加藤 幸弘
学校関係	三重県中学校体育連盟会長	山口 勉
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	野垣内 靖
学校関係	国立大学法人 三重大学学長	駒田 美弘
学校関係	公立大学法人 三重県立看護大学理事長・学長	菱沼 典子
学校関係	学校法人暁学園 四日市大学学長	岩崎 恭典
学校関係	学校法人皇學館 皇學館大学学長	河野 訓

学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿大学学長	市野 聖治
学校関係	鈴鹿医療科学大学学長	豊田 長康
学校関係	四日市看護医療大学学長	丸山 康人
学校関係	津市立三重短期大学学長	村井 美代子
学校関係	学校法人高田学苑 高田短期大学学長	梅林 久高
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿大学短期大学部学長	市野 聖治
学校関係	学校法人大橋学園 ユマニテク短期大学学長	鈴木 建生
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校校長	竹茂 求
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校校長	林 祐司
学校関係	学校法人近畿大学 近畿大学工業高等専門学校校長	村田 圭治
学校関係	三重県私学総連合会会長	梅村 光久
学校関係	三重県PTA連合会会長	美濃 松謙
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	藤原 佐知子
産業・経済関係	三重県商工会議所連合会会長	種橋 潤治
産業・経済関係	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
産業・経済関係	三重県中小企業団体中央会会長	三林 憲忠
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	原 恭
産業・経済関係	中部経済同友会三重地区地域懇談会副代表世話人	葉山 俊郎
産業・経済関係	日本労働組合総連合会三重県連合会会長	吉川 秀治
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区 三重ブロック協議会会長	西川 晴義
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会代表理事会長	谷口 俊二
産業・経済関係	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長	湯浅 雅人
産業・経済関係	三重県木材協同組合連合会理事長	野地 洋正
産業・経済関係	公益社団法人 三重県緑化推進協会会長	川喜田 久
産業・経済関係	三重県森林組合連合会代表理事会長	上田 和久
産業・経済関係	一般社団法人 三重県建設業協会会長	山野 稔
産業・経済関係	中部電力パワーグリッド株式会社三重支社長	齊藤 肇
医療関係	公益社団法人 三重県医師会会長	二井 栄
医療関係	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
医療関係	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子
医療関係	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	大杉 和司
医療関係	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦
医療関係	日本赤十字社三重県支部支部長	野呂 昭彦
医療関係	公益社団法人 三重県獣医師会会長	西山 治生
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県観光連盟会長	竹谷 賢一
宿泊・観光・衛生関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 全国旅行業協会三重県支部支部長	渡部 俊郎

宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県栄養士会会長	井後 福美
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県食品衛生協会会長	中井 重利
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県調理師連合会会長	山中 克二
通信・運輸関係	公益社団法人 三重県バス協会会長	竹谷 賢一
通信・運輸関係	東海旅客鉄道株式会社管理部企画課課長	小野原 大輔
通信・運輸関係	近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部 執行役員名古屋統括部長	田野 雄紀夫
通信・運輸関係	一般社団法人 三重県タクシー協会会長	末吉 利教
通信・運輸関係	西日本電信電話株式会社三重支店支店長	杉本 渉
通信・運輸関係	株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店支店長	杉山 直士
通信・運輸関係	KDDI 株式会社理事・中部総支社長	岡部 浩一
通信・運輸関係	ソフトバンク株式会社地域CSR部参与	伊藤 尚文
交通・消防関係	中日本高速道路株式会社名古屋支社支社長	野口 英正
交通・消防関係	一般財団法人 三重県交通安全協会会長	西野 衛
交通・消防関係	三重県消防長会会長	坂倉 啓史
文化・社会団体等関係	一般財団法人 三重県老人クラブ連合会会長	吉良 勇藏
文化・社会団体等関係	日本ボーイスカウト三重連盟理事長	山本 幹
文化・社会団体等関係	一般社団法人 ガールスカウト三重県連盟顧問	河口 和子
文化・社会団体等関係	三重県子ども会連合会会長	小野 欽市
文化・社会団体等関係	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団理事長	福田 圭司
文化・社会団体等関係	三重県ボランティア連絡協議会会長	川瀬 みち代
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第 2630 地区ガバナーエレクト	浦田 幸一
文化・社会団体等関係	ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区 四日市みたきライオンズクラブ地区名誉顧問	中村 光宏
官・公署関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所所長	秋葉 雅章
官・公署関係	防衛省自衛隊三重地方協力本部本部長	濱岡 清隆
県（行政）関係	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
県（行政）関係	三重県副知事	廣田 恵子
県（行政）関係	三重県副知事	稲垣 清文
県（行政）関係	三重県危機管理統括監	服部 浩
県（行政）関係	三重県防災対策部長	日沖 正人
県（行政）関係	三重県戦略企画部長	福永 和伸
県（行政）関係	三重県総務部長	紀平 勉
県（行政）関係	三重県医療保健部長	加太 竜一
県（行政）関係	三重県子ども・福祉部長	大橋 範秀
県（行政）関係	三重県環境生活部長	岡村 順子
県（行政）関係	三重県地域連携部長	大西 宏弥
県（行政）関係	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
県（行政）関係	三重県地域連携部南部地域活性化局長	横田 浩一
県（行政）関係	三重県農林水産部長	前田 茂樹

県（行政）関係	三重県雇用経済部長	島上 聖司
県（行政）関係	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
県（行政）関係	三重県県土整備部長	水野 宏治
県（行政）関係	三重県県土整備部理事	真弓 明光
県（行政）関係	三重県企業庁長	喜多 正幸
県（行政）関係	三重県病院事業庁長	加藤 和浩
県（行政）関係	三重県教育委員会教育長	木平 芳定
県（行政）関係	三重県警察本部長	岡 素彦

【監事：3名】

（敬称略、順不同）

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県会計管理者（出納局長）	森 靖洋
市会計管理者（鳥羽市会計管理者）	世古 雅人
町会計管理者（木曾岬町会計管理者）	山田 克己

【顧問：7名】

（敬称略、順不同）

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	岡田 克也
衆議院議員	川崎 二郎
衆議院議員	田村 憲久
衆議院議員	中川 正春
衆議院議員	三ツ矢 憲生
参議院議員	芝 博一
参議院議員	吉川 ゆうみ

【参与：80名】

（敬称略、順不同）

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県議会議員	青木 謙順
三重県議会議員	今井 智広
三重県議会議員	川口 円
三重県議会議員	小林 貴虎
三重県議会議員	杉本 熊野
三重県議会議員	舟橋 裕幸
三重県議会議員	前野 和美
三重県議会議員	石田 成生
三重県議会議員	稲垣 昭義
三重県議会議員	田中 智也
三重県議会議員	津田 健児

三重県議会議員	山内 道明
三重県議会議員	山崎 博
三重県議会議員	山本 里香
三重県議会議員	奥野 英介
三重県議会議員	中川 正美
三重県議会議員	中村 進一
三重県議会議員	廣 耕太郎
三重県議会議員	喜田 健児
三重県議会議員	田中 祐治
三重県議会議員	中瀬古 初美
三重県議会議員	野口 正
三重県議会議員	倉本 崇弘
三重県議会議員	小島 智子
三重県議会議員	三谷 哲央
三重県議会議員	山本 佐知子
三重県議会議員	小林 正人
三重県議会議員	下野 幸助
三重県議会議員	平畑 武
三重県議会議員	藤田 宜三
三重県議会議員	北川 裕之
三重県議会議員	中森 博文
三重県議会議員	津村 衛
三重県議会議員	東 豊
三重県議会議員	長田 隆尚
三重県議会議員	野村 保夫
三重県議会議員	谷川 孝栄
三重県議会議員	藤根 正典
三重県議会議員	石垣 智矢
三重県議会議員	日沖 正信
三重県議会議員	中嶋 年規
三重県議会議員	山本 教和
三重県議会議員	稲森 稔尚
三重県議会議員	木津 直樹
三重県議会議員	森野 真治
三重県議会議員	舘 直人
三重県議会議員	服部 富男
三重県議会議員	西場 信行
三重県議会議員	濱井 初男
三重県議会議員	中瀬 信之

三重県議会議員	村林 聡
三重県教育委員会委員	森脇 健夫
三重県教育委員会委員	大森 達也
三重県教育委員会委員	黒田 美和
三重県教育委員会委員	北野 誕水
伊勢新聞社取締役編集局長	綿貫 美希
朝日新聞社津総局総局長	志賀 英樹
毎日新聞社津支局支局長	広瀬 隆史
中日新聞社三重総局総局長	前田 智之
読売新聞社津支局支局長	岡安 大地
産経新聞社津支局支局長	絹田 信幸
日本経済新聞社津支局支局長	山本 啓一
中部経済新聞社三重支社三重支社長	片桐 芳樹
一般社団法人 共同通信社津支局支局長	武田 智子
時事通信社津支局支局長	都澤 貴征
日刊工業新聞社三重支局支局長	堀 信一
日本放送協会津放送局局長	舘 健造
CBCテレビ三重支社支社長	花田 松彦
東海ラジオ放送株式会社副理事三重県担当	澤田 啓
東海テレビ放送三重支社支社長	小川 貴正
三重テレビ放送代表取締役社長	長江 正
名古屋テレビ放送三重支社支社長	佐藤 昌宏
中京テレビ放送三重支局支局長	井上 勝也
三重エフエム放送代表取締役社長	丹羽 勇
株式会社夕刊三重新聞社代表取締役社長	山下 至
三重新報社代表	岡原 一寿
吉野熊野新聞社代表取締役	谷川 隆富
特定非営利活動法人いなべエフエム理事長	弓矢 孝己
株式会社シー・ティー・ワイ代表取締役社長	渡部 一貴
三重県ケーブルテレビ協議会会長	田村 欣也

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 役員名簿

会長1名、副会長9名、常任委員46名、監事3名 計59名

令和2年8月4日現在
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
会長	三重県知事	鈴木 英敬
副会長	三重県議会議長	日沖 正信
〃	三重県市長会会長	竹上 真人
〃	三重県町村会会長	西田 健
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	向井 弘光
〃	三重県障がい者スポーツ協会会長	前田 浩司
〃	三重県副知事	廣田 恵子
〃	三重県副知事	稲垣 清文
〃	三重県危機管理統括監	服部 浩
〃	三重県教育委員会教育長	木平 芳定
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	野村 保夫
〃	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
〃	三重県市町教育長会会長	中田 雅喜
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	濱田 典保
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	伊藤 歳恭
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	梅村 光久
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	石垣 英一
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	加藤 公
〃	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	宮本 ともみ
〃	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
〃	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
〃	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
〃	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	信田 信行
〃	三重県中学校体育連盟会長	山口 勉
〃	三重県高等学校体育連盟会長	野垣内 靖
〃	三重県商工会議所連合会会長	種橋 潤治
〃	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
〃	三重県中小企業団体中央会会長	三林 憲忠
〃	三重県経営者協会会長	原 恭
〃	公益社団法人 三重県医師会会長	二井 栄
〃	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
〃	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子

常任委員	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	大杉 和司
〃	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦
〃	公益社団法人 三重県獣医師会会長	西山 治生
〃	公益社団法人 三重県観光連盟会長	竹谷 賢一
〃	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
〃	公益社団法人 三重県バス協会会長	竹谷 賢一
〃	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
〃	三重県防災対策部長	日沖 正人
〃	三重県戦略企画部長	福永 和伸
〃	三重県総務部長	紀平 勉
〃	三重県医療保健部長	加太 竜一
〃	三重県子ども・福祉部長	大橋 範秀
〃	三重県環境生活部長	岡村 順子
〃	三重県地域連携部長	大西 宏弥
〃	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
〃	三重県地域連携部南部地域活性化局長	横田 浩一
〃	三重県農林水産部長	前田 茂樹
〃	三重県雇用経済部長	島上 聖司
〃	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
〃	三重県県土整備部長	水野 宏治
〃	三重県県土整備部理事	真弓 明光
〃	三重県企業庁長	喜多 正幸
〃	三重県病院事業庁長	加藤 和浩
〃	三重県警察本部長	岡 素彦
監事	三重県会計管理者（出納局長）	森 靖洋
〃	市会計管理者（鳥羽市会計管理者）	世古 雅人
〃	町会計管理者（木曾岬町会計管理者）	山田 克己

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 常任委員会名簿

委員長1名、副委員長9名、常任委員46名 計56名 令和2年8月4日現在
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	三重県知事	鈴木 英敬
副委員長	三重県議会議長	日沖 正信
	三重県市長会会長	竹上 真人
	三重県町村会会長	西田 健
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	向井 弘光
	三重県障がい者スポーツ協会会長	前田 浩司
	三重県副知事	廣田 恵子
	三重県副知事	稲垣 清文
	三重県危機管理統括監	服部 浩
	三重県教育委員会教育長	木平 芳定
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	野村 保夫
	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
	三重県市町教育長会会長	中田 雅喜
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	濱田 典保
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	伊藤 歳恭
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	梅村 光久
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	石垣 英一
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	加藤 公
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	宮本 ともみ
	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	信田 信行
	三重県中学校体育連盟会長	山口 勉
	三重県高等学校体育連盟会長	野垣内 靖
	三重県商工会議所連合会会長	種橋 潤治
	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
	三重県中小企業団体中央会会長	三林 憲忠
	三重県経営者協会会長	原 恭
	公益社団法人 三重県医師会会長	二井 栄
一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛	
公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子	

常任委員	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	大杉 和司
	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦
	公益社団法人 三重県獣医師会会長	西山 治生
	公益社団法人 三重県観光連盟会長	竹谷 賢一
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
	公益社団法人 三重県バス協会会長	竹谷 賢一
	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
	三重県防災対策部長	日沖 正人
	三重県戦略企画部長	福永 和伸
	三重県総務部長	紀平 勉
	三重県医療保健部長	加太 竜一
	三重県子ども・福祉部長	大橋 範秀
	三重県環境生活部長	岡村 順子
	三重県地域連携部長	大西 宏弥
	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
	三重県地域連携部南部地域活性化局長	横田 浩一
	三重県農林水産部長	前田 茂樹
	三重県雇用経済部長	島上 聖司
	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
	三重県県土整備部長	水野 宏治
	三重県県土整備部理事	真弓 明光
	三重県企業庁長	喜多 正幸
	三重県病院事業庁長	加藤 和浩
三重県警察本部長	岡 素彦	

